

令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務

(※) やまなしスイーツプロジェクト

県産果実を活用したスイーツ（以下「やまなしスイーツ」）による観光誘客を図るため、県内パティシエのスキルアップ支援を行うプロジェクト

2 業務の目的

県では、「やまなし」ならではの上質な「食」体験を求めて多くの人が集まり、その活気がビジネス・チャンスを生み出す「グルメン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指すとともに、県産果実の新たな需要創出により、その生産額の向上に繋げていくため、「フルーツ王国」ともいわれる本県の強みを生かし、県産果実を使用したスイーツの魅力を高めることを目的として、様々な施策を実施している。

本業務では、県内外のパティシエ等が、「やまなしスイーツ」の魅力を認識することで、やまなしスイーツの提供機会が増加するよう必要な取り組みを実施する。

また、本業務の実施状況を発信することで、県外からの「やまなしスイーツ」を目的とした来県、及び、県民がよりスイーツを魅力的に感じ、より多くこれを楽しむような行動変容を促すための取り組みを実施する。

参考

やまなしスイーツプロジェクト for パティシエ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/sweets/home.html>

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務

(1) 業務の背景・基本的な考え方

ア ブランド力を高めるための方針

「やまなしスイーツ」のブランド力向上にかかる施策は、山梨県総合計画、やまなし観光推進計画を踏まえて取り組みを進めている。

山梨県はももやぶどうなどにおいて日本一の生産量を誇り、それら県産の果実は高いブランド認知を有する状況にあることから、県産の果実を使用した本県のスイーツは、今後稼ぐ力を大きく伸ばしていくことができる可能性を有している。そこで、県では、令和5年度に「やまなしスイーツ」の拠点として、山梨県立博物館内に博物館カフェを整備し、旬の県産食材の時期ごとにメニューを更新するなど、積極的に「や

まなしスイーツ」を提供しているところである。

一方、県内においても、県産果実を使用したスイーツを提供しているパティシエは一定数存在するものの、その数は限定的であり、「まなしスイーツ」のブランド力を高めていくためには、「まなしスイーツ」を提供する店舗を増やす必要がある。

県では、これに対応し、「まなしスイーツ」を提供する機会の拡大に取り組み、その取組の過程を「ストーリー」として発信することで、「まなしスイーツ」の認知を広く獲得し、そのブランド力を高めていくことを目指す。

こうした取り組みにより、県産果実を使用した「まなしスイーツ」がより多く受け入れられる状況を創出し、県内に多くの人を呼び込むことによる飲食消費額・飲食消費単価の向上や、県産果実の新たな価値訴求による需要拡大に繋げていく。

イ 対象とする県産果実に関する考え方

「まなしスイーツ」は、県産果実を使用したものとする。

県産果実は、本県が生産量日本一を誇り、市場認知度が比較的高いもも、ぶどう、すももを軸としつつも、出荷時期や、「まなし」ならではのスイーツ商品というブランドイメージとの親和性を念頭に置いて広く対象としていく。

そのうえで、「まなしのスイーツ」の訴求に際して県産果実を使用していることを情報発信していくことで、県産果実にかかる新たな視点での価値訴求、認知度向上を図り、新しい需要の創出に繋げる。

ウ 本業務の目指すべき状況

次の「4（2）」の業務を通じて、博物館カフェを「まなしスイーツ」の拠点として、「まなしスイーツ」を提供する機会が増加するとともに、「まなしスイーツ」の認知が拡大することにより、ブランド力が高まることで、飲食消費額・飲食消費単価の向上と、県産果実の新たな価値訴求による需要拡大に貢献する具体的成果を獲得する。

（2）業務内容

ア 全般的事項

本業務により目指すべき状況の実現に向けて、次の「4（2）イ」から「4（2）カ」の項目に掲げる業務を実施する。

業務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また、業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実施手法を調整する。

イ 県内パティシエの技術育成

県内パティシエ等の県産果実に対する理解促進やまなしスイーツ製造技術の向上を図るため、旬の県産果実を活用した講習会を開催する。

（ア）対象者

県内の洋菓子店等で生計を立てる若手パティシエ等

※若手パティシエ・・・パティシエ歴が概ね10年以下の者

(イ) 実施回数

3回

(ウ) 定員

20名程度/回

(エ) 開催形式

会場参加

(オ) その他

- ・ 本県のスイーツ発信拠点である山梨県立博物館カフェと連携して行うこと。
- ・ 講師は提案を基に、県と協議の上、決定すること。
- ・ 食材は受託業者が調達すること（調達に係る費用は委託費に含むものとする。）。
- ・ 講師によるデモンストレーション形式とすること。
- ・ 受講者アンケートを実施すること。
- ・ 若手パティシエを中心に定員の8割以上の受講者を確保する方法を提案すること。

ウ 県内パティスリーの販売力育成

(ア) ビジネスセミナー

集客力のある洋菓子店やカフェ等の店舗数を増加させるため、洋菓子店の商品の企画力（商品アイデア、食材の仕入れ等）、販売戦略（ターゲット設定、プロモーション等）、PDCAを習得する講習会を開催

① 対象者

県内の洋菓子店等を運営している者

② 実施回数

2回

③ 定員

30名程度/回

④ 開催形式

会場参加

⑤ その他

- ・ 講師は提案を基に、県と協議の上、決定すること。
- ・ 受講者アンケートを実施すること。
- ・ 定員の8割以上の対象受講者を確保する方法を提案すること。

(イ) 専門家派遣

集客力のある洋菓子店やカフェ等の店舗数を増加させるため、陳列、照明、接客、ニーズの取り込み等について、専門家を店舗に派遣し、助言を行う。

① 対象者

県内の洋菓子店等を運営している者もしくはこれから運営する者

② 実施回数

3回以上／事業者

③ 定員

2事業者

④ 開催形式

受講者の店舗

⑤ その他

- ・ 受講者アンケートを実施すること。
- ・ 専門家は提案を基に、県と協議の上、決定すること。
- ・ 講習会の成果の一つとして、専門家派遣の内容を活かした店舗運営を受講者に取り組みせるカリキュラムを提案すること。
- ・ 取組を行った事業者の店舗について、県内外へのプロモーションを行う方法を提案すること。

エ 宿泊施設向け講習会

「やまなしスイーツ」の提供場所を拡大するため、宿泊施設の料理人やパティシエ等を対象に、「やまなしスイーツ」を活用したメニューのスキルアップ講習会を開催する。

(ア) 対象者

県内の宿泊施設の料理人やパティシエ、従業員

(イ) 実施回数

1回

(ウ) 定員

30名程度／回

(エ) その他

- ・ 本県のスイーツ発信拠点である山梨県立博物館カフェと連携して行うこと。
- ・ 講師は提案を基に、県と協議の上、決定すること。
- ・ 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合員を中心に、8割以上の受講者を確保すること。
- ・ 使用食材は受託事業者が調達すること（調達に係る費用は、委託費に含むものとする。）。
- ・ 受講者アンケートを実施すること。

オ スイーツコンテスト

「やまなしスイーツ」に対する機運醸成とともに、パティシエ等のチャレンジ、自己研鑽の成果を試す場として、スイーツコンテストの開催と、県産果実を活用したスイーツの認知拡大及び機運醸成を図るため、コンテスト後のコンテンツを造成する。

(ア) 対象者

県内外のパティシエ等又はそれを目指す者

(イ) 開催期間

もも、ぶどうを活用したレシピ開発が可能な時期に開催すること。

<スケジュール案>

令和7年6月下旬～8月下旬 募集

9月中旬	一次審査
10月中旬	最終審査及び表彰式

(ウ) 募集部門

3部門（部門構成はイメージ）

- ・ 部門1「やまなしフルーツ（山梨県産果実）」を活用した生菓子
- ・ 部門2「やまなしフルーツ（山梨県産果実）」を活用した焼き菓子
- ・ 部門3「やまなしフルーツ（山梨県産果実）」を活用したアシェットデザート

(エ) コンテスト開催後のコンテンツ

- ・ コンテスト終了後、参加者（希望者）と審査員による振り返りを行うこと
- ・ 入賞作品について広く周知すること。

(オ) その他

① スイーツコンテストの企画

- ・ コンテストの応募者は、山梨県（山梨県から委託を受けた第三者を含む。）がWEBサイトやSNS等によるプロモーションを目的として、応募作品の写真・映像を使用することについて、受賞の有無に関わらず、了承するものとする。
- ・ コンテストの募集にあたって、県内外からより多くの応募（100件以上を想定）を集めるための工夫（コンテストの広報等）を提案すること。（なお募集にあたって、専用のホームページを作成することや、専用のSNSアカウントを作成することは妨げない。）
- ・ 審査基準及び審査員は、県と協議の上、決定すること。審査員との連絡・調整は受託者が行うこと。
- ・ 審査会について、山梨県内で行うこととする。
- ・ 入賞者に対し有益となるインセンティブを提案すること。
- ・ 受賞者及び受賞作品について、表彰後多くのメディアの注目を引くような工夫を提案すること。
- ・ 受賞の有無に関わらず、応募者の中から県が別事業で行う「若手パティシエ伴走支援プログラム」※に参加する者を選定する必要があるため、必要な協力を行うこと。

※ 若手パティシエ伴走支援プログラム・・・若手パティシエの県産果実を使用したスイーツの開発・販売支援

② スイーツコンテストの事務

次の業務を行うこと。

- ・ スイーツコンテストの開催概要・応募要項・応募規約の作成
- ・ コンテストの公募及び応募とりまとめ
- ・ 応募者の個人情報の管理
- ・ 審査員への審査謝金・旅費の支払
- ・ 審査会当日の会場手配（県立博物館内の博物館カフェを使用することは可とする。）及び当日のシナリオ作成
- ・ 審査会の運営全般の各審査員の審査とりまとめ

- ・受賞者の決定及び本県への報告
- ・受賞者への連絡調整
- ・表彰式後結果の公表とメディアへの発信
- ・コンテスト全般にわたる問い合わせ対応
- ・参加者アンケートの実施
- ・その他スイーツコンテスト実施に際して必要な事務

③ 表彰式の運営

次の業務を行うこと。

- ・受賞者及び関係者の日程調整
- ・受賞者への表彰状の授与（ただし、本事業に賛同する協賛企業・団体等を募り、企業・団体賞を設けることや、副賞を設けることを可能とする。）
- ・表彰式運営にあたってのシナリオ作成

◎ 上記ア～エについては、事業終了後も事業の目的を果たすために効果的な仕組みを検討し、発注者に提案すること。

カ その他、本業務の目的を達成するために必要な業務

本業務の目的達成に向けて、上記「4（2）イ」から「4（2）オ」の業務を補完するために必要となる業務を行う。その具体的な内容については、次に例示する項目を参考としながら、本仕様書及び企画提案書の内容を踏まえつつ、業務の進捗状況に応じ、県と受託事業者との調整により決定する。

- ・プレスリリースや県公式SNSなど、県が別途実施する情報発信に際して、画像コンテンツの提供や文章作成支援を行う。
- ・本業務で行う各種施策に対する取材の誘致を行う。
- ・本業務の実施にあたり、イベント保険等の保険に加入すること。
- ・様々な視点からアンケート結果等を検証し、今後の展開案を提案すること。アンケート内容については、県と協議の上、決定する。

5 業務達成度の評価指標（KPI）

次の目標値を参考に、状況に則した指標を県と協議の上、設定する。

- | | |
|-----------------------|------|
| ・ 県内パティシエの技術育成講習会参加者数 | 20名 |
| ・ ビジネスセミナー参加者数 | 30名 |
| ・ 専門家派遣参加事業者 | 2事業者 |
| ・ 宿泊施設向け講習会参加者数 | 30名 |
| ・ スイーツコンテスト出品数 | 100品 |
| ・ 各種メディア掲載件数 | 70件 |

6 県への実施状況報告等

- (1) 委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。
- (2) 委託業務完了後は、速やかに次の資料を紙及び電子媒体で県に提出すること。
 - ア 実施報告書（様式1）
 - イ 経費内訳書
 - ウ 記録写真
 - エ その他県が指定するもの（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）
- (3) 納品方法
 - ア 紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参
 - イ 電子媒体（ファイル形式：PDF） メール
- (4) 納期
令和8年3月31日（月）
- (5) 納品先
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館2階）
山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興グループ 美酒・美食

7 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本事業に際し、企業・団体等の協賛を募集する場合は、事前に県に協議し、承認を受けること。協賛により得られた資金、物品、サービス等はすべて本業務の費用に充当するものとする。
- ・ 本業務内で専用のホームページを作成する場合、本業務終了後に別事業者であっても引き継ぎ運用できることを前提に構築し、受託者は本業務終了後一切を県に引き継ぎ、運用する権利を失うものとする。
- ・ 本業務内で専用のSNSアカウントを作成する場合、本業務終了後に別事業者であっても引き継ぎ運用できることを前提に構築し、受託者は本業務終了後一切を県に引き継ぎ、運用する権利を失うものとする。

8 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「『やまなし』スイーツブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

9 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所：

名 称：

代表者氏名：

印

「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

「やまなしスイーツプロジェクト」推進業務

委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和7年 月 日 ～ 令和8年3月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の1から3の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果の達成状況を記載してください。

2 業務の実施状況

- ・ 仕様書「4（2）ア～カ」の項目に沿って、業務の実施状況を記載してください。
（共通事項については纏めて記載しても結構です）

3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。
この際、2に記載したそれぞれの業務が全体としてどのようなつながりを持ち、成果に繋がったのか、また、その成果が令和8年度のやまなしスイーツプロジェクトにどのように貢献するのかを整理して記載してください。